

犯罪被害者支援条例の制定について

平穏なくらしをしているなか、誰でも突然被害者になる可能性

身体的被害だけではなく、精神的・経済的被害も

- ・医療費
- ・弁護士費用
- ・葬儀費用
- ・仕事の休職



犯罪被害者等基本法第5条
(地方公共団体は責務を有する)

- [市町村の役割]
- ・身近な行政機関として姿勢を示す
 - ・寄り添った支援を充実
 - ・住民・事業者への理解協力呼びかけ

条例制定・施策の予算措置化

条例の主な内容

1. 相談及び情報提供体制
2. 見舞金制度（死亡、傷害）
3. 関係機関等との連携、人材育成

■スケジュール案

- | | |
|------|----------------|
| R5.4 | 条例草案作成 |
| R5.5 | 全員協議会説明 |
| R5.7 | パブリックコメントの実施 |
| R5.8 | 議案提出・条例制定・予算計上 |

その他の犯罪被害者への支援制度

- 埼玉県警察 「犯罪被害者支援室」
- (公社)埼玉犯罪被害者援助センター
- 彩の国犯罪被害者ワシントンスップ支援センター (埼玉県・警察・援助センター)
- 埼玉弁護士会 「犯罪被害者支援センター」
- 「アイリストライン」 (性暴力等専用相談)
- 「犯罪被害給付制度」 (警察庁) ※申請から裁定まで平均約7.0か月と長期間を要する
- 学生ボランティア 「Aya(彩)」